

香川県報



第 56 号

平成 16 年

7月16日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

（医務国保課）

一

告 示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

二

○道路の供用開始（二件）

（道路保全課）

五

公 告

○一般競争入札の実施

（情報政策課）

七

○土地改良事業の適否決定（三件）

（土地改良課）

七

○土地改良区の役員の変更の届出

（"）

八

○土地改良区の役員の住所変更の届出

（"）

八

○土地改良事業の工事完了の届出

（"）

八

規 則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十一号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年香川県規則第四十三号）の一

部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「以下」を「第三条第二号及び第十五条第一項第七号において」に改める。

第一条の三第三号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

第一条の五の表を次のように改める。

区 分	修学資金の額（月額）
一 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下「機構等」という。）が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者	三万二千元
二 機構等以外の者が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者	三万六千元
三 機構等が設置する准看護師養成所に在学している者	一万五千元
四 機構等以外の者が設置する准看護師養成所に在学している者	二万千元
五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程に在学している者	八万三千元
六 五の項の修士課程に相当する外国の教育機関の課程に在学している者	二十万円

第十五条第三項を削る。

第十六条第二十三号を削る。

第十七条様式注を次のように改める。

注 1 休学、停学、復学、退学、卒業又は修了の事実を証するに足りる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
第二十三号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第五百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及びず影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
観音寺市坂本町五丁目18番37号
株式会社加ト吉

代表取締役 加藤義和

(2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾上町羽床上527-1
株式会社加ト吉 綾上工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	施 設
能 力	①茹槽（細麺） 4,000食/時 1基 ②水洗槽（細麺） 4,000食/時 1基 ③冷却槽（細麺） 4,000食/時 2基

工 期 等	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	工事着手後15日		
使用時間等	使用開始予定年月日	完成日		
	使用時間間隔及び1日当たり使用時間	連続10時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	水素イオン濃度	6.0~8.0	最大
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	570	650
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	450	550
		浮遊物質質量 (mg/ℓ)	260	350
		窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
		りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	合計	50	60	
種 類	能 力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設		
		①茹槽（細麺） 4,000食/時 1基 ②水洗槽（細麺） 4,000食/時 1基 ③冷却槽（細麺） 4,000食/時 1基	許可日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	工事着手後15日		
使用時間等	使用開始予定年月日	完成日		
	使用時間間隔及び1日当たり使用時間	連続10時間使用		

排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最	大
	水素イオン濃度			6.0~8.0	
生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)			600		700
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)		500		600
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)		250		350
	窒素含有 量 (mg/ℓ)		15		40
	りん含有 量 (mg/ℓ)		5		10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)					
	合計		50		60

種 能	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設						
		力	ダイサー	300kg/時	1基			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 日						
		工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 後 15 日					
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 日						
		使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	断 続 8 時 間 使 用					
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通	常	最	大			
						水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0	5.8~8.6
						生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	450	500
						化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	300	400
	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)		250		300			

排出される汚水等の量(m ³ /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
		2	3

種 能	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設						
		力	水洗槽	800ℓ/回	1基			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 日						
		工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 後 15 日					
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 日						
		使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	連 続 8 時 間 使 用					
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通	常	最	大			
						水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0	5.8~8.6
						生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	320	400
						化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	300	350
						浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	180	220
	窒 素 含 有 量 (mg/ℓ)		15		40			
	り ん 含 有 量 (mg/ℓ)		5		10			
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (m ³ /日)			4		5			

種 能	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設			
力	水洗槽	1,000ℓ/回	1基		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 日			

期等	工事完成予定年月日	工事後15日		
	使用開始予定年月日	完成日		
排出される汚水等の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間使用		
	項目	通常	最大	最大
汚水等の処理方式	水素イオン濃度	6.0~8.0		5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300		400
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200		300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	150		200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15		40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5		10
	排出される汚水等の量(m ³ /日)	5		6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種能	種類	排水処理施設		
	力	350m ³ /日		
汚水等の処理方式	加圧浮上十活性汚泥十三次処理			
	期等	工事着手予定年月日	既設	
	期等	工事完成予定年月日	既設	
	期等	使用開始予定年月日	既設	
処理前及び処理後	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
	項目	通常	最大	最大

の汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	600	800	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	600	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	500	600	20	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40	5	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10	3	5
	ノルマルヘキサノ抽出物質 (mg/ℓ)	30	50	3	5
排出される汚水等の量(m ³ /日)	大腸菌群数 (個/cm ²)	—	—	2,000	3,000
	排出される汚水等の量(m ³ /日)	290	350	290	350

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1	最大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
排出水の量	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
排出水の量	浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	20
排出水の量	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5
	ノルマルヘキサノ抽出物質 (mg/ℓ)	3	5
排出水の量	大腸菌群数 (個/cm ²)	2,000	3,000
	排出水の量 (m ³ /日)	294	357

第2、3排水口は、雨水専用

(備考) 今回の申請とあわせて、既設特定施設において稼働時間の変更を計画しており、汚水等の量が増加するが、既設特定施設の一部を廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年7月16日から
平成16年8月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
綾上町生活環境課

●香川県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月十六日から同年八月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 宮尾高瀬線(二百二十一号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂二三四七番一地先から 三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂二四九〇番四地先まで	一八・五 四六・九	三八八	平成十三年香川県告示第六百三十一号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年七月十六日

●香川県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月十六日から同年八月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 高松港栗林公園線(百六十号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市栗林町三丁目八三三番三地先から 高松市栗林町三丁目八七三番一〇地先まで	一一・〇 一七・二	一三二	平成十四年香川県告示第六百五十九号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年七月十六日

公 告

●香川県公告第三百八十号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十三年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

<p>1 借入件名 かがわ電子自治体システム用機器（設置、調整及び保守サービスを含む。）</p> <p>2 数量 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>4 納入期限及び借入期間 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>5 設置場所 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	<p>四 入札書の提出場所等 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課 電話〇八七―八三二―三三三九</p> <p>2 契約の内容を示す場所及び日時 四の1の場所です平成十六年七月十六日から同月二十八日（日曜日及び土曜日並びに同月十九日を除く午前八時三十分から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。</p> <p>3 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年八月十三日午後五時までに受領したものに限り。</p> <p>4 入札及び開札の日時及び場所 平成十六年八月十六日午後二時 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室</p> <p>5 入札説明会の日時及び場所 平成十六年七月二十三日午後二時 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館一二階第七会議室</p>
<p>二 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。</p> <p>3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。</p> <p>5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>三 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年八月九日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められ</p>	<p>五 その他 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負</p>

担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならずこの期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

●香川県公告第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業） 堀江大畑地区）を行うことについて平成十六年六月二十八日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成十六年七月二十二日から同年八月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業道池下流地区）を行うことについて平成十六年六月三十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年七月三十日から同年八月十九日まで縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年七月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年七月三十日から同年八月十九日まで縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業生島地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独市費補助土地改良事業桑崎龍現地区	〃

●香川県公告第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、西分地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（区画整理事業（非補助土地改良事業） 西分地区）計画を変更することについて平成十六年六月十七日適当と決定した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十六年七月二十二日から同年八月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡綾歌町堤池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年七月十六日

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
一 退任した役員				
理事	新居 正和	綾歌郡綾歌町栗熊東一四六二番地	香川県知事 真鍋武紀	平成一六、五、四
	竹内 和義	綾歌郡綾歌町栗熊東一四二〇番地		
	内海 宗作	綾歌郡綾歌町栗熊東一〇〇八番地		
	大高 久夫	綾歌郡綾歌町栗熊東八一三番地		
	楠 明義	綾歌郡綾歌町栗熊東七六四番地第一		
	宮前 利孝	綾歌郡綾歌町栗熊東八五二番地		
	寺岡 義治	富熊二二一九番地三		
	別所 一夫	富熊二二七四番地		
	新居 義和	栗熊東一四五四番地第二		
	切山 憲昭	綾歌郡綾歌町栗熊東一五八九番地第二		
	内海 孝教	綾歌郡綾歌町栗熊東一二〇一番地三		
	宮西 正照	綾歌郡綾歌町栗熊東一〇六三番地第二		
監事	津村 正幸	綾歌郡綾歌町栗熊東八九六番地		
	新居 文義	綾歌郡綾歌町栗熊東一五九一番地		
二 就任した役員				
役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	新居 正和	綾歌郡綾歌町栗熊東一四六二番地	香川県知事 真鍋武紀	平成一六、五、五
	宮前 利孝	綾歌郡綾歌町栗熊東八五二番地		
	楠 明義	綾歌郡綾歌町栗熊東七六四番地第一		
	切山 憲昭	綾歌郡綾歌町栗熊東一五八九番地第二		
	宮西 重信	綾歌郡綾歌町栗熊東一〇六三番地第二		
	池田 泰裕	綾歌郡綾歌町栗熊東一二三〇番地一		
	太田 國夫	綾歌郡綾歌町栗熊東九二二番地		
	内海 豊	綾歌郡綾歌町栗熊東八七九番地五		

変更新前役員の種類	氏名	住	所
変更新前	渡瀬 克己	綾歌郡綾歌町栗熊東一五二二番地	香川県知事 真鍋武紀
	檜 孝司	綾歌郡綾歌町栗熊東一八一三番地一	
	内海 俊幸	富熊一九九五番地二	
	青木 治義	富熊二二二〇番地一	
監事	新居 文義	綾歌郡綾歌町栗熊東一五九一番地	
	内海 宗作	綾歌郡綾歌町栗熊東一〇〇八番地	

●香川県公告第三百八十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡綾歌町堤池土地改良区から役員の仕事の変更について次のとおり届出があった。
 平成十六年七月十六日

●香川県公告第三百八十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第二項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
 平成十六年七月十六日

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
坂出市松山土地改良区	基盤整備促進事業	真元地区	平成一六、三、一九
満濃町土地改良	団体営土地改良総合整備事業	無頭地区	平成八、三、二八

香川県知事 真鍋武紀

区

(一般)

平成十六年七月十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています